

3D都市モデルを活用したユースケース開発業務仕様書

1 委託業務名

3D都市モデルを活用したユースケース開発業務（以下、「委託業務」と言う。）

2 業務期間

契約締結日から令和7年3月19日（水）までとする。

3 業務の目的

三次市の観光コンテンツであるもののけ等を活かし、別紙1区域内において、三次市既存の3D都市モデルを活用した“体験する”プロダクトの開発及び運用を行うことで、三次町への来訪者増及び滞在時間を増やし、賑わい創出を図る。

4 委託料上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※完了払いとする。

5 目標

プロダクト運用期間における、三次もののけミュージアムから歴みち石畳通りの回遊性向上
（もののけ小路の通行者数前年比10%増）

※メインターゲットをファミリー層、サブターゲットを若年層（10代～30代）として提案すること

6 委託業務の内容

1) 3D都市モデルを活用したプロダクト開発

- ・過年度にProject PLATEAUの一環で整備している三次市の3D都市モデルを活用すること
- ・開発にあたっては、次のことについて、提供及び連携することは可能である。

- ① 三次市が保有するイラストレーターが作成したもののけキャラクター（約12種（別紙2））
や三次市観光イメージキャラクター「きりこちゃん」の提供
- ② 三次市が運営する既存のシステムとの連携（LINEアカウント、街歩きアプリ「wakuwakuさんぽ」）

※開発するプロダクトの独自性を踏まえ、提案すること。

2) 開発したアプリ等の運営・運用

- ・アプリ等の運用は令和6年10月26日（土）～令和7年2月24日（月）の間で実施することとする。
（想定運用期間は4カ月程度で発注者と協議し決定すること）

※運営時における現地での軽作業に関しては、三次もののけミュージアム等での実施も可能である。

※他のイベントの日程を調査するなどして、効果的な実施を提案すること。

※実施効果等によって、運用開始時期の変更や期間が短縮されることについても可能とする。

- ・運用前には試行期間等を設け、発注者の確認を受けること。
 - ・ポスター、チラシの作成、SNS配信及びデジタル広告等の広報を別途実施予定であることから、その広報資料として必要な素材等の提供を行うこと。（広報費用は本業務に含まれないものとする）
 - ・広報の手法については、プロダクト運用と連携する必要があることから、広報会議を発注者及び三次市等とプロダクト運用前に実施すること（WEB会議を想定している）。
 - ・プロダクト運用にあたって必要に応じて、景品（特産品の詰め合わせ、もののけグッズ等）、クーポン等は提供可能である。（景品等の費用は本業務に含まれないものとする）
- ※広報及び景品等の費用については、本契約に含めない

7 報告書等の提出

1) 業務報告書

報告内容；実施内容、成果、アプリ等運用後の分析・考察、事業を通じて発現した課題、次年度以降に実施が有効と思われる手法の提案など取りまとめ作成すること。

2) 開発したプロダクト

プロダクト及びそのシステムの系統図等を作成し、提出すること。なお、次年度、同規模で運用する場合に必要な費用についても記載すること。

3) 納入成果物

業務が完了した時は速やかに、報告書（紙媒体原則 A4 判両面印刷（1部）、CD-R（2部））を提出すること。

8 業務の体制

受注者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

9 成果の帰属及び秘密保持

1) 成果の帰属

a) 本業務により得られた成果は原則として県に帰属する。ただし、受注者が従前有する著作物あるいは第三者の著作物については、受注者あるいは第三者に帰属するものとする。

b) 受注者は、本業務の実施のために必要な受注者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり、支障の無いよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題などが生じた場合、受注者の責任により対処するものとする。

2) 秘密保持

a) 受注者は本業務に関し、受注者が県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

b) 受注者は、本業務で知り得た県及び関係団体等の業務上の秘密を保持しなければならない。

10 再委託等の制限

受注者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先毎に業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県と文書を以って協議し、承認を得なければならない。

11 個人情報の保護

受注者は、本件業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない

12 留意事項

- ・受注者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- ・県は、業務実施過程において、本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受注者に仕様変更を申し出る場合がある。この場合、受注者は委託料の範囲内において、仕様の変更可能な限り応じること。
- ・受注者は、委託業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- ・受注者は委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず県に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- ・その他、本仕様書に定めのない事項については、県と受注者の協議により定めるものとする。

●●● 回遊性を図りたい箇所



三次町のマップ情報は、
みよしまち
グルメスポットめぐり
のチラシをご覧ください!

